令和８年（フ）第６１４号
埼玉県日高市大字高萩741番地27、前住所埼玉県さいたま市西区大字指扇1743番地１　クレセントハイム105
債務者　加藤　杏理（旧姓上田）
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６４９号
埼玉県狭山市広瀬東４丁目34番１号　ジュネス狭山105
債務者　鳥井紅仁子
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１８号
北海道虻田郡倶知安町南３条東１丁目17番地２　Ｋ２マンション205
債務者　岡田　柚希（旧姓中山）
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで札幌地方裁判所岩内支部

令和８年（フ）第１０３８号
埼玉県川口市芝中田２丁目31番21―406号　パークコートＫＡＷＡＧＵＣＨＩ
債務者　山本　圭輔
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４０４号
さいたま市見沼区大字小深作156番地27　コーポ程島101
債務者　一條　末夫
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４７５号
埼玉県川口市芝西２丁目14番25号　セピアコート芝西203号
債務者　内藤　一弘
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５１８号
埼玉県川口市大字安行領根岸905番地　ビレッジハウス根岸２　301号
債務者　田村　彩
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３０９号
埼玉県草加市氷川町2173番地17　ブランフェルテ氷川201号、旧住所東京都台東区蔵前１丁目２番８―403号　シーネクスプレミア浅草橋
債務者　和田　啓樹
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月27日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３２０号
埼玉県越谷市大字蒲生3830番地５
債務者　谷塚　宗之
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月27日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３９５号
埼玉県春日部市南３丁目１番13号　ハウスパインカウンティＡ棟205号
債務者　田中　大河
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月27日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１４２号
埼玉県ふじみ野市上福岡四丁目12番７号　シティハイムミサワ103
債務者　天野　滋生
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月27日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４７３号
埼玉県所沢市大字荒幡59番地の３　ヴィラ・ルピナス201
債務者　小倉くるみ
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月27日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５５１号
埼玉県所沢市松葉町20番８号　ヴィラ所沢１Ｃ
債務者　浅利　友泰
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月27日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５６８号
埼玉県川越市大字古谷上4247番地16
債務者　杉田　飛翔
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月27日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５７９号
埼玉県川越市脇田町16番地13　医療法人山口病院、住民票上の住所埼玉県川越市岸町１丁目23番地17　（リエス川越岸町201号室）
債務者　川上ティナ花果
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月27日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６２０号
埼玉県狭山市柏原3161番地の179　狭山ニュータウン56―９　宮越方
債務者　斎藤　奨大
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月27日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６２７号
埼玉県ふじみ野市長宮一丁目２番地４　クロワールⅡ202号
債務者　細田　政範
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月27日までさいたま地方裁判所川越支部